令和８年１０月８日

河津町長　大川　良樹　様

河津町水道委員会
委員長　　重永　一夫

答　申　書

令和８年６月２５日付け水第３８号により諮問のあった事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

１．　河津町水道ビジョン・河津町水道事業経営戦略の改定案について

近年の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少等に伴う水需要の低下による給水収益の減少、高度経済成長期に整備した水道施設の更新需要の増大、物価高騰など事業費用の増加等、水道事業運営は厳しい経営状況となっている。

そのような中、本改定案を検証した結果、今後の水道事業を「安全」「強靭」「持続」を目標に、持続可能な事業運営を行っていくための事業計画として妥当である。

２．　河津町水道料金について

水道料金は、適正な費用に見合ったものであり、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならない。また公営企業の経済性を発揮し、将来にわたり安定的かつ持続可能な経営を行うことができる適正なものとするために、必要に応じ料金体系を見直す必要がある。

河津町では令和４年に料金改定を行ったが、今後の人口減少による給水収益の減少、老朽化した施設の更新費用の増加や近年の急激な社会・経済情勢の変動や物価高騰にも配慮したなかで、将来に問題の先送りをしないため早期の料金改定が必要であり改定を提案する。

（案１）令和１０年度に現行料金より３０％増の改定、令和１５年度にさらに３０％増の改定

（案２）令和１０年度に現行料金より４５％増の改定

(附帯提言事項)

３．　本委員会での関連意見をまとめ、以下のとおりに附帯提言する。

（１）利用者への情報発信

水道料金の改定は、利用者に負担を求めることとなるため、具体的でわかりやすい資料の作成や背景などについて丁寧な説明を行うなど一層周知に努めること。

（２）負担の公平性確保

公平な負担の原則から使用料金の滞納者への対応については、督促や給水停止を含めた厳正な債権管理を徹底し、受益者負担の原則に基づき、収納率の向上を図ること。

（３） 有収率向上と経営効率化の徹底

送・配水施設の見直しや施設集約によるコスト低減を図るとともに、最新技術などを活用した漏水防止策を進め、有収率の向上に努め、徹底した経費削減など経営効率化を図ること。

（４） 水道事業計画における過大投資を避ける

今後の給水人口の減少、水需要の減少など将来的な事業環境を的確に見据え、施設の統廃合も含め費用対効果を十分に精査し必要な更新計画を立てること。